

評価項目	着眼点	配点	A	B	C	D	E	【参考】基準となるD評価内容
			4/4	3/4	2/4	1/4	0	
①業務の実績	①-1. 横浜市が発注した下水道管路施設に係る平成27年度から令和元年度に完了した工事の竣工時の契約金額（JVでの請負工事については自社分）の計。	各10点 [40点]	10点	9点もしくは8点	7点もしくは6点	5点もしくは4点	3点以下	—
	相対評価（（各JVの契約金額の合計額（①）÷全JV中①の最高額）×10）（小数点以下切り捨て） （例：赤JV;120円 青JV;90円 黄JV;80円の場合 →赤10点（120÷120×10=10）、青7点（90÷120×10=7.5≒7）、黄6点（80÷120×10=6.6≒6））							
	①-2. 横浜市が発注した下水道管路施設に係る平成27年度から令和元年度に完了した委託の完了時の契約金額（JVでの委託については自社分）の計。	各10点 [40点]	10点	9点もしくは8点	7点もしくは6点	5点もしくは4点	3点以下	—
	相対評価（（各JVの契約金額の合計額（①）÷全JV中①の最高額）×10）（小数点以下切り捨て） ※①-1と同							
①-3. ①-1の対象工事及び①-2の対象委託のうち、評定点の通知を受けている案件の平均。	各10点 [40点]	80点以上	80点未満75点以上	75点未満70点以上	70点未満65点以上 もしくは評定点の通知を受けている案件がない	65点未満	・工事及び委託の成績評定において、最低限の仕様を満足した場合の評定点が65点であることから。	
①-4. 他自治体を含め、統括マネジメント業務を担当する企業が、JVの代表構成員となった経験を有しているか。		担当するすべて若しくは一部の企業が経験を有している	—	—	—	担当するいずれの企業も経験を有していない	—	
②実施方針	②-1. 業務全体の目的及び業務内容について、十分に理解しているか。	各10点 [20点]	業務全体の目的・内容を非常によく理解している	A評価とC評価の概ね中間である	業務全体の目的・内容をよく理解している	業務全体の目的・内容を理解している	業務全体の目的・内容を理解していない	・横浜市のストックマネジメントの考え方（状態監視保全、中大口径詳細調査10年1サイクル） ・包括的民間委託を導入した目的（異常箇所への迅速かつ適切な対応、維持管理業務の一層の効率化）
	②-2. 各業務（詳細調査（計画、緊急）、緊急清掃、緊急修繕、統括マネジメント）の課題と対応策が示されているか。		的確に課題認識されており、実現可能な対応策が示されている	A評価とC評価の概ね中間である	的確に課題認識されており、対応策が示されている	課題認識がされており、対応策が示されている	課題認識も対応策も示されていない	
③業務内容への提案	③-1. 業務全体として適切なセルフチェックできる方法が提案されているか。	各10点 [30点]	特に優れた提案である	A評価とC評価の概ね中間である	優れた提案である	仕様を満足する程度の提案である	仕様を満足していない提案である	・各業務の主任技術者及び業務責任者がチェックを行う ・特筆すべき提案がない ・統括マネジメント業務を担当する企業が調整をおこなう
	③-2. 計画的詳細調査業務について、品質を確保するための提案がされているか。		特に優れた提案である	A評価とC評価の概ね中間である	優れた提案である	仕様を満足する程度の提案である	仕様を満足していない提案である	
	③-3. 円滑な業務履行にむけた、構成企業間や対外的な関係機関等との調整を行うためのノウハウの提案がされているか。		特に優れた提案である	A評価とC評価の概ね中間である	優れた提案である	仕様を満足する程度の提案である	仕様を満足していない提案である	
④追加提案	④-1. 新たな手法や業務の進め方に関する提案	各10点 [20点]	実現の可能性が高く、優れた提案である	A評価とC評価の概ね中間である	実現の可能性が高い提案である	実現の可能性が低い提案である	提案がされていない	—
	④-2. 市職員や市内企業の技術力向上及び地域住民の下水道事業に対する理解促進に関する提案		実現の可能性が高く、優れた提案である	A評価とC評価の概ね中間である	実現の可能性が高い提案である	実現の可能性が低い提案である	提案がされていない	—

提案審査の評価基準 (2/3)

評価項目	着 眼 点	配点	A	B	C	D	E	【参考】基準となるD評価内容
			4/4	3/4	2/4	1/4	0	
⑤業務実施体制	⑤-1. 業務を確実に履行するための適切な実施体制が構築されているか。	各 10 点 [50 点]	適切な実施体制の構築が確認でき、内容も特に優れている	A評価とC評価の概ね中間である	適切な実施体制の構築が確認でき、内容も優れている	適切な実施体制の構築が確認できる	適切な実施体制の構築が確認できない	・同一業務内の企業間及び各業務を超えた企業間の連携、構成企業数に応じた体制が確認できる。
	⑤-2. 本市監督員とのやりとりにおいて、適切な連絡体制が構築されているか。		適切な連絡体制の構築が確認でき、内容も特に優れている	A評価とC評価の概ね中間である	適切な連絡体制の構築が確認でき、内容も優れている	適切な連絡体制の構築が確認できる	適切な連絡体制の構築が確認できない	・抜け目なく本市監督員と情報共有を図ることができる。
	⑤-3. 委託期間中に詳細調査業務及び清掃業務で確実に使用できる機材や車両等について、実作業を担当する企業が保有もしくはリースしていることを確認できるか。		各業務で市が最低限必要と考える機材や車両等及び提案者の提案内容を実現するために必要な資機材を提案時点で保有もしくはリースしていることを確認できる	各業務で市が最低限必要と考える機材や車両等を提案時点で保有もしくはリースしていることを確認でき、提案者の提案内容を実現するために必要な資機材を業務履行時に確保できる体制を確認できる	各業務で市が最低限必要と考える機材や車両等を提案時点で保有もしくはリースしていることを確認できる	各業務で市が最低限必要と考える機材や車両等を保有もしくはリースしていることを提案時点では確認できないが、業務履行時に確保できる体制を確認できる	各業務で使用すべき機材や車両等を提案時点で確認できない	—
	⑤-4. 的確な危機管理、安全対策に関する提案がされているか。		仕様を満足し、特に優れた提案である	A評価とC評価の概ね中間である	仕様を満足し、優れた提案である	仕様を満足する程度の提案である	仕様を満足していない	<仕様書記載内容(例)> ・気象情報に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合は直ちに対処できるような対策を講じている ・安全教育を実施している
	⑤-5. 緊急業務を迅速に対応することができる体制について、休日や夜間を含め構築しているか。		緊急業務を迅速に対応することができる体制の構築が確認でき、内容も特に優れている	A評価とC評価の概ね中間である	緊急業務を迅速に対応することができる体制の構築が確認でき、内容も優れている	緊急業務を迅速に対応することができる体制の構築が確認できる	緊急業務を迅速に対応することができる体制の構築が確認できない	・業務責任者および副業務責任者が常時連絡を確保できる体制を有している。
⑥地域貢献度	⑥-1. より多くの市内企業が構成員として参画しているか。	各 10 点 [30 点]	10 点	9 点もしくは 8 点	7 点もしくは 6 点	5 点もしくは 4 点	3 点以下	—
	相対評価 ((JV内の市内企業数÷全JV内の中で最大の市内企業数)×10) (小数点以下切り捨て) (例: 赤JV:8者 青JV:5者 黄JV:4者の場合 →赤JV10点 (8÷8×10=10)、青6点 (5÷8×10=6.2≒6)、黄5点 (4÷8×10=5))							
	⑥-2. 横浜市中企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、事業費のうち構成員である市内企業が受け持つ割合が多くなっているか。		市内企業が受け持つ割合が80%以上	市内企業が受け持つ割合が70%以上80%未満	市内企業が受け持つ割合が60%以上70%未満	市内企業が受け持つ割合が50%以上60%未満	市内企業が受け持つ割合が50%未満	
⑥-3. 構成員に本市の下水道事業に関わる災害時協定を締結している団体に所属している企業が複数参画しているか。	団体に所属している企業が4者以上	団体に所属している企業が3者	団体に所属している企業が2者	団体に所属している企業が1者	団体に所属している企業が含まれない	—		

提案審査の評価基準 (3/3)

評価項目	着 眼 点	配点	A	B	C	D	E	【参考】基準となるD評価内容	
			4/4	3/4	2/4	1/4	0		
⑦企業としての取組	⑦-1. 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	各1点 [10点]	策定し、労働局に届け出ている（従業員101人未満の場合のみ加算）企業が構成員に含まれている	—	—	—	—	Aが含まれていない	—
	⑦-2. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定		策定し、労働局に届出ている（従業員301人未満の場合のみ加算）企業が構成員に含まれている	—	—	—	—	Aが含まれていない	—
	⑦-3. 次世代育成支援対策推進法による認定の取得（くるみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得		取得している、または認定されている企業が構成員に含まれている	—	—	—	—	Aが含まれていない	—
	⑦-4. 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得		認定されている企業が構成員に含まれている	—	—	—	—	Aが含まれていない	—
	⑦-5. 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%の達成		達成している（従業員45.5人以上）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員45.5人未満）企業が構成員に含まれている	—	—	—	—	Aが含まれていない	—
	⑦-6. 健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証		認定若しくは認証を受けている企業が構成員に含まれている	—	—	—	—	Aが含まれていない	—
	⑦-7. 横浜市地球温暖化対策計画書制度に基づき、計画書を提出しているか		提出している	—	—	—	—	提出していない	—
	⑦-8. 中小規模事業者向け地球温暖化対策に基づく省エネ活動を推進しているか		推進している	—	—	—	—	推進していない	—
	⑦-9. その他環境に配慮した取組を実施しているか		優れた取組をしている	—	—	—	—	目立った取組はしていない	—
	⑦-10. 公共事業以外で自発的に地域貢献に取り組んでいるか		優れた取組をしている	—	—	—	—	目立った取組はしていない	—